

令和 3 年 1 月 3 1 日

多摩ニュータウン環境組合地元協議会の設立について

1 設立目的

多摩清掃工場に関する意見交換、連絡調整等を通じて、周辺地域住民と多摩ニュータウン環境組合（以下、「組合」という。）が相互に理解を深めることにより、地域環境の保全、住民の安全・安心の確保、組合の円滑な運営を図るため、多摩ニュータウン環境組合地元協議会（以下、「地元協議会」という。）を設立する。

設立の意図としては、任意の会議体形式である情報交換会が担う機能を整理し、要綱設置化（制度化）することで、恒常的に周辺地域住民と組合とが相互に意見交換、連絡調整等を行える場を確保するものである。

【現状】

令和 3 年 3 月 3 1 日まで

情報交換会

※任意の会議体として実施

対 象：周辺地域自治会等
 開催回数：年 2 回程度
 内 容：周辺住民との意見交換
 開始時期：平成 30 年～

【今後】

令和 3 年 4 月 1 日以降

地元協議会

※要綱設置の会議体として制度化

対 象：周辺地域自治会等
 ※参加意向のある自治会等のみ対象
 開催回数：年 1 回
 ※必要に応じ開催回数を増やす
 内 容：○周辺住民との意見交換
 ○周辺住民生活に関係するごみ処理
 事業の連絡調整等
 開始時期：令和 3 年 4 月～
 委員任期：1 年間（選出のあった日から）
 委員人数：自治会等の判断による任意の人数
 会議形体：会長、副会長職は設けず、組合で議
 事進行を行う。

2 設立時期

令和 3 年 4 月 1 日以降

多摩ニュータウン環境組合地元協議会設置要綱（案）

（設置及び目的）

第1条 多摩ニュータウン環境組合（以下「組合」という。）の運営について周辺地域住民と意見交換及び連絡調整を行うため、多摩ニュータウン環境組合地元協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、ごみ処理施設等に関する意見交換、連絡調整等を通じて、周辺地域住民と組合が相互に理解を深めることにより、地域環境の保全、住民の安全・安心の確保及びごみ処理施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

（意見交換及び連絡調整事項）

第2条 協議会は、前条第2項の目的を達成するため、次の事項について意見交換をする。

- (1) 組合のごみ処理事業に関すること。
- (2) 周辺地域住民からの意見に関すること。
- (3) その他必要な事項

2 協議会で連絡調整を行う事項は次のとおりとする。

- (1) 周辺地域住民の生活に関係するごみ処理事業の実施に関すること。
- (2) その他必要な事項

（協議会の構成）

第3条 協議会は、次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 協議会への参加意向のある自治会等から選出された者（以下「住民委員」という。）
- (2) 多摩ニュータウン環境組合事務局長、総務課長、施設課長、計画担当課長（以下「組合委員」という。）

（委員の任期）

第4条 住民委員の任期は自治会等から選出された日から1年とする。ただし、再任は妨げない。

（会議への出席）

第5条 住民委員は、選出された自治会等を代表して協議会の会議に出席し、当該会議の内容について当該自治会等に伝達をする。

2 委員は、協議会の会議に出席できないときは、代理人（住民委員にあつては、選出された自治会等の構成員に限り、組合委員にあつては組合職員に限る。）を出席させることができる。

(開催回数)

第6条 協議会の開催回数は年1回とする。ただし、委員もしくは組合の要請により、開催回数を増やすことができる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、委員もしくは組合の要請に基づき開催し、組合委員が会議の進行を務める。

- 2 協議会は、住民委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議における意見交換、連絡調整等の内容を、組合と周辺地域住民の間で共有するため、会議録を作成する。会議録は組合事務局が作成し、委員の確認を得た上で、これを保管する。
- 4 協議会は必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 協議会の会議は、組合の施設で行うものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、組合事務局において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

多摩ニュータウン環境組合

たまかんニュース地域回覧板 令和3年1月8日

多摩ニュータウン環境組合（構成市：八王子市、町田市、多摩市）

多摩市唐木田二丁目1番地1

電話 042-374-6331 Fax042-337-5061

ホームページ <https://www.tama-seisokojo.or.jp>

多摩地域における宿泊療養施設のごみ処理応援について

日頃より、地域の皆様方には、多摩清掃工場の運営に関しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設から排出されるごみの処理について、東京都から応援処理の事前相談が下記の内容にてありました。本組合で応援の事由、搬入量・搬入経路などを検討した結果、正式な応援要請があれば応じることに致します。

近隣地域の皆様方には、ご迷惑をおかけしないようにいたしますので、何卒ご理解をお願い申し上げます。

1 応援処理要請事由

新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設から排出されるごみを処理している多摩川衛生組合(クリーンセンター多摩川(稲城市大丸 1528))の定期修繕に伴う焼却炉の停止期間中、安全かつ衛生的にごみ処理を行う必要があるため。

2 応援処理をおこなう期間

令和3年2月8日(月)から2月26日(金)まで

3 応援処理をおこなう搬入予定量

事業系一般廃棄物 最大 4,000kg(1日の搬入台数は1~2台で週3回)

※なお、応援処理を行う期間及び搬入量は見込みであり、増減する場合があります。

4 応援処理をおこなう搬入経路

裏面、搬入経路図のとおり。

5 安全対策

裏面、一時宿泊療養施設における一般廃棄物の搬出フローのとおり。

搬入経路図

■宿泊療養施設「東横INN府中南武線南多摩駅前」

周辺清掃工場位置図



※ 宿泊療養施設のある稲城市に隣接する市町村で距離（所要時間）が近い清掃工場
⇒ 「多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場」（多摩市唐木田2-1-1）

■一時宿泊療養施設における一般廃棄物の搬出フロー 東横イン府中南武線南多摩駅前（稲城市）搬出の様子

